

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
令和2年1月24日
(令和元年12月受付分)



令和元年12月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、5件でした。今回は、独立行政法人国民生活センターの子どもサポート情報第150号を情報提供します。

子どもがライブ配信サービスで投げ銭！？

☆事例☆

夫のクレジットカードに心当たりのない高額な請求があり、カード会社に問い合わせたら、ライブ配信アプリでの課金だった。中学生の娘に聞くと、以前教えてもらった夫のクレジットカード番号を使いライブ配信で1回約1万円の投げ銭を何度もしたようだ。投げ銭や音楽等の購入で、数カ月で100万円以上の請求があった。

(当事者:中学生 女性)



※消費者庁イラスト集より

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第150号より抜粋

✓アドバイス

★スマートフォン等でライブ形式の動画を配信したり、視聴したりする「ライブ配信サービス」の多くは無料で利用できますが、ライブ配信者を応援するためのいわゆる「投げ銭」という課金機能があります。

★子どもが保護者のクレジットカード情報や携帯電話のキャリア決済を利用し、勝手に課金してしまうケースが見られます。クレジットカードやキャリア決済の暗証番号をしっかりと管理しておくことが大切です。

★子どもがどのようなサービスを利用しているのか、その決済の仕組みがどうなっているのか理解し、使い方について家族で話し合うようにしましょう。

★困ったときは、消費生活センターにご相談ください(消費者ホットライン188)。

年齢

相談内容

- 19 Q: 未成年者の娘がショッピングセンターで勧誘され、モバイルWi-Fiを契約した。クーリング・オフは可能か。
A: 未成年者契約の取り消し、初期契約解除制度の適用が考えられます。詳細がわかりませんので、本人から消費生活センターに相談してください。

LINEで情報発信!

アカウント名:岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、
[友だち]>[友だち追加]>[QRコード]で
左のQRコードを読み取ってください。

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)



ひとりで悩まず、まず相談!!

相談電話: 086-803-1109

相談受付: 月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)